

契 約 書(案)

- 1 契約の内容 令和8年度 愛知森林管理事務所庁舎清掃等作業
- 2 清掃場所 愛知森林管理事務所 庁舎及び敷地
- 3 作業内容 日常清掃（床、床以外、日常巡回清掃）
定期清掃（窓ガラス、除草）
詳細は特記仕様書のとおり
- 4 契約金額 金 円
(うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額 金 円)
内訳は入札金額内訳書のとおり
- 5 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 6 契約保証金 免除する

上記について、次の条件をもって契約を締結したから、契約成立の証として本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年4月 日

発注者 愛知県新城市庭野字東萩野49-2
分任支出負担行為担当官
中部森林管理局
愛知森林管理事務所長

受注者

条 件

(詳細)

第1条 受注者は、この契約条項及び「建築保全業務共通仕様書」（令和5年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部）（以下「共通仕様書」という）、「特記仕様書」に基づき、常に善良な管理をもって、清掃作業（日常・定期）を行わなければならない。

(権利、義務の譲渡)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡、継承又は委任させはならない。ただし、書面により発注者の承認を得た場合はこの限りでない。

(作業区間または、作業内容の変更等)

第3条 発注者は必要のある場合は、作業区間または作業内容を変更することができる。

この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

2 発注者において必要のある場合は、受注者に対し、随時作業区間の特定、作業の中止または、特定区域場所への立入を禁止することができる。

(作業完了後の報告)

第4条 受注者は、毎日の作業完了後「作業日報」に記入し、常時閲覧が可能なように保管し、毎月業務終了後に提出する。

(秘密の保持)

第5条 受注者は、この契約の履行中または、作業中に知り得た秘密を守るとともに、作業実施に当たっては、品位を保つようにしなければならない。

2 受注者は、発注者又は発注者の指定する職員の承諾を得ず庁舎内の作業区域以外への立入、又は正当な理由無くして、備え付けの物品を所定場所以外に持ち出してはならない。

(現場責任者の選任及び任務・届出)

第6条 受注者、この契約締結後速やかに現場責任者を作業員の内から選任し、現場責任者及び作業員の氏名、その他発注者が必要と認める事項について、書面で届けなければならぬ。

2 発注者において本契約の履行に関する指示等をする場合は、受注者の選任した現場責任者に対して行うものとする。

3 現場責任者は次の事項について、受注者に代わって受注者の作業員を直接指揮命令する。

- (1) 作業員の指揮監督及び業務処理。
- (2) 本契約業務履行に関する発注者との業務連絡及び調整。
- (3) 発注者からの仕様書に基づく注文事項の受注。
- (4) その他本契約の目的達成に必要な事項。

(機械器具等の負担等)

第7条 この契約に使用する機械器具及び消耗品は仕様書に掲げる物以外は、受注者の負担とする。

2 発注者は、受注者の作業実施に必要な電力、水道及びガスを無料で使用させるものとする。

3 発注者は、受注者が清掃を行うために使用する機械器具及び消耗品の保管並びに控え室等として利用する施設の休憩室・便所・物置・駐車場を無料で利用させるものとする。

(契約金の請求及び支払い)

第8条 請負代金の請求は、1ヶ月分とし、完了分について受注者の適法な支払い請求を発注者が受理した日から、30日以内に支払うものとする。

- 2 発注者が、前項の期日までに請負代金を支払わないときは、期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、前項による請求額に対し、政府契約の支払遅延に対する延滞利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、延滞利息として受注者に支払うものとする。ただし、前項の期限までに支払わないことが、天災その他やむを得ない理由によるときは、その理由の継続する期間は、前項の期間に算入しないものとする。
- 3 前項の遅延利息の額が100円未満の端数であるときは、発注者は支払いを要しないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 契約期間中、発注者の指示又は受注者の申出により発注者が承認した作業をしない日については、その日の属する当該月の請負代金は1日当たりの日割り単価にそれぞれに作業しない日数を乗じて得た額を減額して支払うものとする。

(損害賠償)

第9条 受注者の故意又は過失により、発注者の建物・設備及び備品並びにその他の物品を滅失又は破損したときは、受注者は発注者の指示に従い現状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者の故意又は過失により、作業中第三者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の責めを負わなければならない。

(契約の解除)

第10条 発注者は、次の各号いずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができるものとする。この場合、受注者は違約金として、契約金額の100分の10に相当する金額を支払うものとする。

- (1) 受注者が正当な理由なく契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと発注者が認めたとき。
 - (2) 受注者がこの契約に関し、不正行為をしたと発注者が認めた場合。
 - (3) 受注者がこの契約の条項に違反したとき。
 - (4) 受注者が正当な理由なく契約解除を申し出たとき。
- 2 発注者は、必要があるときはこの契約を解除することができるものとする。この場合、その1ヶ月前に受注者にその旨を通知しなければならない。

(契約の解除による支払い)

第11条 前条による契約解除が月の途中で行った場合は、第8条第4項に定める1日当たりの金額に、当該月に作業した日数を乗じて得た額を支払うものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第12条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第13項若しくは第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 受注者は、この契約について、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 13 条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2(同法第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があつた旨が明らかにされたとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があつた旨が明らかにされたとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 13 項又は第 16 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行つたとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 6 項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 受注者が第 1 項及び第 2 項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を超過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法第 404 条第 4 項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(契約以外の事項)

第 14 条 この契約に定めのない事項については、発注者受注者協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第 15 条 この契約に紛争を生じたときは、発注者受注者協議をなし、整わないときは、第三者に調停を依頼するものとする。

(特約条項)

第 16 条 別紙のとおり。

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。